

件 名	都心地域業務系機能集積促進事業補助金交付要綱の改正（案）について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <p>22年6月 都心地域業務系機能集積促進事業補助金交付事業の創設 制度概要：本市都心地域を中心とした指定地域に、新たに指定業種が事業所等を開設する場合、賃料等の一部を助成</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在までに4件（市外からの移転）の補助交付決定 ・認定された事業所面積 1056 m²、雇用者数 40 名 <p>都心地域の空室率の改善等に一定の効果</p>
対応方針 今後の取組 （案）	<p>補助金対象業種の追加や、要件の緩和等によって、更なる事業所の集積を促進するため、以下のとおり要綱を改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) <u>対象業種の追加</u> 産業分類表（大分類）教育、学習支援業のうち（中分類）学校教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校を除く）及びその他の教育、学習支援業（学習塾、教育・技能教授業及び他に分類されない教育、学習支援業を除く）を対象に追加。 教育機関（専門学校、大学のサテライト教室などを想定）の進出によって、都心地域の賑わい創出や産業の活性化、雇用の創出を図る。</p> <p>(2) <u>対象事業者の取扱いの変更</u> 既存企業の市外流失の防止策として、市内移転であっても事業所面積の拡大かつ従業員の増を伴うものであれば対象とする。</p> <p>(3) <u>本社機能移転の場合の支援拡大</u> 本社機能移転の支援策の強化として補助金額の上限を拡大する。 <ul style="list-style-type: none"> ・購入の場合の補助限度額：600 万円→1,800 万円（補助率等は従来と同じ） ・賃貸借の場合の補助限度額：500 万円→1,500 万円（補助率等は従来と同じ） ただし、補助要件の常勤従業員を10人以上とする（従来は5人以上）。</p> <p>(4) <u>その他</u> 外国公館の移転で特に必要と認める場合は市長特認事項として本社移転に準じた上限とすることができるものとする。</p> <p>【スケジュール】 23年4月1日 改正要綱施行</p>
効果の想定	投資案件 10 件、又は賃貸面積 1000 平米若しくは就労人数 50 人以上
関係局との 政策連携	国際課と外国公館等の誘致で連携

堺市都心地域業務系機能集積促進事業補助金交付要綱 新旧対照表

(旧)

(新)

堺市都心地域業務系機能集積促進事業補助金交付要綱	平成22年6月1日制定
3 定義	
この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。	
(1)～(8)略	
(9) 拡張 都心地域外に事業所等を有する市内企業が、事業の拡大等により、都心地域へ事業所等を新設することをいう。	
(10) 略	
(11) 本社機能特例 市外企業の <u>本社機能</u> が都心地域に事業所等を設置する場合の特例をいう。	
6 補助資格の認定	
(1) 略	
①～⑥略	
⑦当該事業所等において、常時勤務する従業者の合計が5人以上であること又は対象部分の床面積の合計が100平方メートル以上であること。	
12 実績報告	
(1) 略	
①略	
②5 (1) ②の補助事業者 事業開始後の翌年度4月 <u>30日</u> (施設を途中で退去した場合は、退去した日から起算して30日)	

堺市都心地域業務系機能集積促進事業補助金交付要綱	平成22年6月1日制定 平成23年4月1日改正
3 定義	
この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。	
(1)～(8)略	
(9) 拡張 都心地域外に事業所等を有する市内企業が、事業の拡大等により、都心地域へ事業所等を新設 (移転も含む) することをいう。 <u>ただし、都心地域外から都心地域への事業所の移転の場合は、事業所面積の増加かつ常時勤務する従業員数の合計が増加を伴うものであること。</u>	
(10) 略	
(11) 本社機能特例 市外企業の <u>庶務・経理・企画・事業統括その他これらに付随する部門で、意思決定機能を有する本社</u> が都心地域に事業所等を設置する場合及び <u>その他市長が特に認めた場合の特例をいう。</u>	
6 補助資格の認定	
(1) 略	
①～⑥略	
⑦当該事業所等において、常時勤務する従業者の合計が5人以上であること又は対象部分の床面積の合計が100平方メートル以上であること。 <u>ただし、本社機能特例を適用する場合は、常時勤務する従業者の合計が10人以上であること。</u>	
12 実績報告	
(1) 略	
①略	
②5 (1) ②の補助事業者 事業開始後の翌年度4月 <u>10日</u> (施設を途中で退去した場合は、退去した日から起算して30日)	

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

別表第2

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間	備 考
売買契約を締結したものの	土地及び建物の購入費	5/100	6,000,000円	事業所等取得の時	千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
賃貸借契約を締結したものの	事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金その他これらに類するものは除く。）	原則 30/100 なお、本社機能特例、中心市街地特例、外資系企業等特例に該当する場合は、30/100に各10/100を加算することができる。ただし、50/100を上限とする。	3年間 5,000,000円。 1年目は1,700,000円、 2年目は1,700,000円、 3年目は1,600,000円とする。	事業開始日から起算して3年間	操業開始日が月の初日でない場合は、1月を30日として日割りにより計算した賃料に補助率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第2

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間	備 考
売買契約を締結したものの	土地及び建物の購入費	5/100	6,000,000円	事業所等取得の時	千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
			<u>本社機能特例</u> <u>18,000,000円とする。</u>		
賃貸借契約を締結したものの	事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金その他これらに類するものは除く。）	原則 30/100 なお、本社機能特例、中心市街地特例、外資系企業等特例に該当する場合は、30/100に各10/100を加算することができる。ただし、50/100を上限とする。	3年間 5,000,000円。 1年目は1,700,000円、 2年目は1,700,000円、 3年目は1,600,000円とする。	事業開始日から起算して3年間	操業開始日が月の初日でない場合は、1月を30日として日割りにより計算した賃料に補助率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
			<u>本社機能特例</u> <u>3年間 15,000,000円とする。</u> <u>1年目は5,000,000円、</u> <u>2年目は5,000,000円、</u> <u>3年目は5,000,000円とする。</u>		

別表第3

大分類	中分類
E 製造業	すべての業種
F 電気・ガス・熱供給・水道業	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等にかかる電気業、ガス業、熱供給業
G 情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、運輸に付帯するサービス業、郵便業
I 卸売業、小売業	卸売業
J 金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、補助的金融業等、保険業
L 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（その他専門サービス業を除く。）、広告業、技術サービス業（写真業を除く。）、その他の事業サービス業
R サービス業（他に分類されないもの）	外国公務

様式第3号

認定内容	購入の場合	事務所等購入費	円
	賃借の場合	事業所等賃借料	円/月
	事業所面積		m ²

別表第3

大分類	中分類
E 製造業	すべての業種
F 電気・ガス・熱供給・水道業	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等にかかる電気業、ガス業、熱供給業
G 情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、運輸に付帯するサービス業、郵便業
I 卸売業、小売業	卸売業
J 金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、補助的金融業等、保険業
L 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（その他専門サービス業を除く。）、広告業、技術サービス業（写真業を除く。）、その他の事業サービス業
O 教育、学習支援業	学校教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校を除く。）及びその他の教育、学習支援業（学習塾、教育・技能教授業及び他に分類されない教育、学習支援業を除く。）
R サービス業（他に分類されないもの）	外国公務

様式第3号

認定内容	補助率		(特例適用の場合は明記)
	購入の場合	事務所等購入費	円
賃借の場合	事業所等賃借料	円/月	
事業所面積		m ²	